

自動車保管場所届出書（新規・変更）の記載例

【型式・車台番号】

※ 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。（新車の場合は、自動車販売店へ照会してください。）

※ 車台番号については、左詰めで記入し、アルファベットの文字の下にレを記入してください。

※ 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入してください。

ゼロ オー ディー イチ アイ ニ セット ハチ ビー ヴィ ユー

0とOとD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとUなどについて、間違いがよく見受けられます。

【届出区分】

軽自動車を新規に取得した場合は「新規」に、既に届出をしている軽自動車の保管場所又は登録自動車の保管場所のみを変更する場合は「変更」に○印を記入してください。

【自動車の区分】

届出をする自動車が軽自動車の場合は「軽」に、他は「登録」に○印を記入してください。

【自動車の大きさ】

センチメートル単位で右詰で記入してください。（ミリ単位は切り捨てる。）

【使用の本拠の位置】

【個人の場合】

実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は住民票の住所と同じです。

（通常、勤務先は個人の使用の本拠の位置とはなりません。）

【法人の場合】

実際に営業を行う事業所の所在地、（本社、営業所等の所在地）を記入してください。

（通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠の位置とはなりません。）

【保管場所の位置】

駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

※変更届出の場合は、（ ）内に変更前の保管場所の位置を記入してください。

【届出者住所・氏名・電話番号】

車検証の使用者に当たる箇所です。

【個人の場合】

住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。

※ 氏名にはフリガナをつけてください。

【法人の場合】

登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

【連絡先】

【届出内容についてのお尋ね先】

昼間の連絡先で、勤務先、氏名、電話番号（携帯電話番号）等を記入してください。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・（軽）
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ダイハツ	00D1I-2Z8BVU	2Z8BVU12-34567890123	長さ 339 幅 147 高さ 169	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		山梨県甲府市丸の内○丁目○番○号（××アパート○○号室）		
自動車の保管場所の位置		山梨県甲府市中央○丁目○番○号 ××駐車場 No5 （変更前）		
上記の事項について届出をします。				
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
〒（ 400 - 0031 ）				
住 所 山梨県甲府市丸の内○丁目○番○号 ××アパート○○号室				
届出者 フリガナ ヤマナシ タロウ				
氏 名 山梨 太郎				
電話 123-456-7890				

記入する

記入する

保管場所の所有者
自己 ・ 共有 ・ <u>その他</u>

自動車登録番号
山梨○○○い△△△△

代替車（別の車に変わる）	
車台番号	
登録番号	

連絡先	山梨県甲府市丸の内○丁目○番○号 電話 123-456-7890（担当者）山梨 太郎
-----	---

【車名】

例

・トヨタ
・ニッサン
・ミツビシ
・ホンダ 等
メーカー名を記入してください。

【届出先】

自動車の保管場所の位置を管轄する警察署名を記入してください。

【保管場所の所有者】

届出をする保管場所の所有者に○印を付けてください。

自己単独所有－自認書を添付してください。

共有－使用承諾証明書（共有者全ての連名が必要）を添付してください。

その他－使用承諾証明書又は契約書の写しを添付してください。

【自動車登録番号】

届出をする自動車にナンバー（自動車登録番号）がある場合、記入してください。

【届出区分】

新車・増車・代替車（入替の場合）の何れかに○印をつけてください。

増車の場合は所有車両の現有台数を記入し、入替の場合は、旧車両の車台番号、登録番号（ナンバー）を記入してください。

※ 注意事項

- 「自動車保管場所届出書」に必要事項を記入してください。（「自動車保管場所届出書」の用紙については、警察署窓口を用意されております。）
- 届出書添付書面（次の書類）をそれぞれ1通添付してください。
「所在図と配置図」・「保管場所使用権原疎明書面」（自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等）
- 届出書類等は、保管場所（車庫）の位置を管轄する警察署に提出してください。
- 届出内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。